第９期介護保険事業計画及び第１０次高齢者福祉計画について
（令和８年度　重点事業）

資料1-5 号

番号	項　目	事　業	内　　容
1	地域包括ケアシステムの深化と推進	地域包括ケアの推進体制の強化	第10期介護保険事業計画・第11 次高齢者福祉計画策定に向けて、課題の整理を行うとともに、課題解決のための対策を検討する。 地域ケア推進会議を開催し、地域ケア個別会議や多職種連携会議で把握した内容から地域の課題を考え、施策の立案を行う。
2	健康・生きがいづくり・介護予防の推進 ＜予防＞	介護予防の推進 （一般介護予防事業の拡充）	地域のニーズを確認しながら新規会場設置を検討し、身近な地域での筋力の維持・向上による介護予防、重症化予防を推進します。
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進【拡充】	高血圧重症化予防と腎症重症化予防を新たに開始し、フレイル予防の視点から包括的な支援を実施します。 また、健康教育実施箇所を増やし健康に関する情報の周知を行います。
3	認知症施策の推進 ＜認知症＞	認知症施策の推進	認知症カフェや認知症サポーター養成講座、認知症月間における図書館イベント等を通して新しい認知症観の発信を行います。また、認知症の早期発見・早期支援につながるよう脳の健康度チェック＆認知症予防講座を実施します。
4	医療・介護の連携の推進＜医療＞	ACP・看取りに関する情報提供・普及啓発	在宅医療・介護連携支援センターの利用を促進をするため、関係者に向けた在宅医療・介護連携支援センターの情報発信及び関係者間の顔の見える関係づくりを行います。
5	高齢者が地域で安心して暮らせる体制づくり ＜生活支援＞	生活支援体制整備の推進 （コーディネーターの活動促進）	生活支援コーディネーターが地域に出る中で住民のニーズや地域課題を捉え、既存団体と地域の支援ニーズとのマッチングを図るとともに、担い手養成のため講座を実施します。
6	高齢者が地域で安心して暮らせる環境づくり ＜住まい・社会環境＞	成年後見制度利用促進（頼れる身寄りの無い高齢者等への支援の充実）	・判断能力が不十分な人等への成年後見制度の利用支援や申立ができない高齢者等の成年後見市長申立に取り組む。 ・虐待を受けた高齢者に対し、高齢者の親族や関係機関と連携し、適切な保護及び養護者に対する支援に取り組む。 ・後見人等の報酬を支払えない一部の方に対し行っている報酬助成の拡充に取り組む。
7	介護サービスの充実 ＜介護＞	第10期介護保険事業計画等の策定	新たに認知症施策推進計画を含む第１０期介護保険事業計画の策定にあたり、今後３年間の動向等を適切に見据えた介護予防施策や認知症施策、介護保険サービス見込み等を計画に位置付け、各種施策の推進に取り組みます。